

◎議案第 6 号 白老町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（山本浩平君） 日程第 6、議案第 6 号 白老町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 議案第 6 号でございます。議の 6－1 をお聞きください。

白老町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年 9 月 4 日提出。白老町長。

附則でございます。議の 6－5 をお聞きください。この条例は、平成27年10月 5 日から施行する。ただし、第 3 章第 4 節の改正規定（第24条第 2 項に係る部分に限る）は、番号法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案説明でございます。次ページです。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が平成27年10月から施行されることに伴い、本町における個人番号を含む個人情報の取り扱いに関する事並びにその開示及び訂正等の請求について必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正するものである。以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町個人情報保護条例新旧対照表

改正前	改正後
目次	目次
第 1 章～第 2 章 略	第 1 章～第 2 章 略
第 3 章 略	第 3 章 略
第 1 節～第 3 節 略	第 1 節～第 3 節 略
第 4 節 <u>是正の申出等</u> （第 2 4 条）	第 4 節 <u>提供先への通知</u> （第 2 4 条）
第 4 章～第 8 章 略	第 4 章～第 8 章 略
附則 略	附則 略
（定義）	（定義）
第 2 条 略	第 2 条 略
(1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、文書、図画、	(1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、文書、図画、

写真、マイクロフィルム及び磁気テープその他これらに記録されるもの、又は記録されたものをいう。

- (2) 略
- (3) 略

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に当該個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1)～(4) 略
- 2 略

写真、マイクロフィルム及び磁気テープその他これらに記録されるもの、又は記録されたもの及び特定個人情報のうち事業を営む個人の当該事業に関する情報をいう。

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (6) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報（保有特定個人情報を除く。次項において同じ。）を収集したときの取扱目的以外の目的に当該個人情報を実施機関内部において利用（以下「目的外利用」という。）し、又は提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1)～(4) 略
- 2 略

(保有特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用して

<p>(自己に関する個人情報の開示の請求)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は当該職務を行う上で本人から本人の個人情報開示請求の委任を受けた弁護士(以下「法定代理人等」という。)は、本人に代わって、開示請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。</p> <p>(自己に関する個人情報の訂正等の請求)</p> <p>第21条 <u>実施機関が保有する自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対して、その訂正及び中止(以下「訂正等」という。)を請求(以下「訂正請求」という。)することができる。</u></p> <p>2 第14条第2項の規定は、訂正請求につい</p>	<p>はならない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u></p> <p>(保有特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第9条の3 <u>実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。</u></p> <p>(自己に関する個人情報の開示の請求)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は当該職務を行う上で本人から本人の個人情報開示請求の委任を受けた弁護士(保有特定個人情報の場合にあつては、法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「法定代理人等」という。)は、本人に代わって、開示請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。</p> <p>(自己に関する個人情報の訂正等の請求)</p> <p>第21条 <u>何人も、実施機関が保有する自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対して、その訂正を請求することができる。</u></p> <p>2 何人も、第7条第1項の規定による制限を</p>
---	---

て準用する。

超え、又は同条第2項及び第3項の規定に違反して自己に関する個人情報(自己に関する保有特定個人情報を除く。この項において同じ。)が収集されたと認めるときは、実施機関に対して当該自己に関する個人情報の削除を請求することができる。

3 何人も、自己に関する保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対して当該自己に関する保有特定個人情報の削除を請求することができる。

(1) 第7条第1項の規定による制限を超えて収集されたとき。

(2) 第7条第2項の規定に違反して収集されたとき。

(3) 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

(4) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。次条第2項第3号において同じ。)に記録されているとき。

(5) 実施機関により適法に収集されたものでないとき。

4 第14条第2項及び第15条第2項の規定は、訂正又は削除の請求について準用する。

(利用停止の請求)

第21条の2 何人も、実施機関が第9条第1項及び第2項の規定に違反して自己に関する個人情報の目的外利用若しくは外部提供をしようとし、又はしていると認めるときは、実施機関に対して当該自己に関する個人情報の目的外利用又は外部提供の停止(以下「利用停止」という。)を請求することがで

<p>(訂正請求の方法)</p> <p>第22条 <u>訂正請求をしようとする者</u> (以下「<u>訂正請求者</u>」という。) は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>訂正等</u>を求める箇所及び内容</p> <p>(3) 略</p> <p>2 <u>訂正請求者</u>は、実施機関に対して、<u>当該訂正等</u>を求める内容が事実^に合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 第15条第2項の規定は、<u>訂正請求者</u>について準用する。</p>	<p>きる。</p> <p>2 <u>何人も、自己に関する保有特定個人情報</u> (情報提供等記録を除く。) が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>実施機関</u>に対して当該自己に関する保有特定個人情報の利用の停止を請求することができる。</p> <p>(1) <u>第9条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されようとし、又は利用されたとき。</u></p> <p>(2) <u>番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。</u></p> <p>(3) <u>番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。</u></p> <p>3 <u>何人も、番号法第19条の規定に違反して自己に関する保有特定個人情報が提供されようとし、又は提供されていると認めるときは、実施機関</u>に対して当該自己に関する保有特定個人情報の提供の中止を請求することができる。</p> <p>(訂正、削除又は利用停止の請求の方法)</p> <p>第22条 <u>訂正、削除又は利用停止の請求をしようとする者</u> (以下「<u>訂正等請求者</u>」という。) は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>訂正、削除又は利用停止</u>を求める箇所及び内容</p> <p>(3) 略</p> <p>2 <u>訂正等請求者</u>は、実施機関に対して、<u>当該訂正、削除又は利用停止</u>を求める内容が事実^に合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 第15条第2項の規定は、<u>訂正等請求者</u>について準用する。</p>
---	--

(訂正請求に対する決定等)

第23条 実施機関は、前条第1項の請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に必要な調査を行い、訂正請求に係る個人情報の訂正等をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の訂正等をする旨の決定をしたときは、速やかに訂正請求に係る個人情報の訂正等をした上、訂正請求者に対し、当該決定の内容を文書により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の訂正等をしない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対し、速やかに当該決定の内容を文書により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、当該文書にその理由を付記しなければならない。

4 第16条第3項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。

第4節 是正の申出等

(是正の申出等)

(訂正、削除又は利用停止の請求に対する決定等)

第23条 実施機関は、前条第1項の請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に必要な調査を行い、訂正、削除又は利用停止の請求に係る個人情報の訂正、削除又は利用停止をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の訂正、削除又は利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに当該個人情報の訂正、削除又は利用停止をした上、訂正等請求者に対し、当該決定の内容を文書により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の訂正、削除又は利用停止をしない旨の決定をしたときは、訂正等請求者に対し、速やかに当該決定の内容を文書により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、当該文書にその理由を付記しなければならない。

4 第16条第3項の規定は、訂正、削除又は利用停止の請求に対する決定について準用する。

5 第1項の規定により、当該請求に係る保有個人情報について訂正、削除又は利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに当該決定に係る訂正、削除又は利用停止をしなければならない。

6 実施機関は、第2項及び第3項の通知を行った後、必要と認めるときは、遅滞なく当該個人情報の訂正、削除又は利用停止の内容及び処理結果を審査会に報告しなければならない。

第4節 提供先への通知

(提供先への通知)

第24条 実施機関が自己に関する個人情報を不適正に取り扱っていると認める者は、実施機関に対して、その取扱いの是正の申出（以下「是正の申出」という。）をすることができる。

2 是正の申出をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 不適正であると認める個人情報の内容
- (3) 是正を求める内容
- (4) その他実施機関が定める事項

3 実施機関は、前項の申出書を受理したときは、遅滞なく必要な調査を行い、当該是正の申出をした者に対し、当該是正の申出に係る個人情報の取扱いを是正する旨又はしない旨を、文書により通知しなければならない。

4 実施機関は、前項の規定による通知を行った後、遅滞なく当該是正の申出の内容及び処理結果を審査会に報告しなければならない。

5 第14条第2項及び第15条第2項の規定は、是正の申出について準用する。

（手数料及び費用負担）

第26条 この条例の規定による個人情報の閲覧、視聴又は訂正等若しくは是正に係る手数料については、無料とする。

2 略

3 略

（他の法令等との調整）

第29条 法令等に、個人情報の記録の閲覧、縦覧、視聴若しくは謄本、抄本その他の写しの交付又は訂正等に関する定めがあるときは、当該法令等の定めるところによる。

第24条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報（情報提供等記録を除く。）の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（手数料及び費用負担）

第26条 この条例の規定による個人情報の閲覧、視聴又は訂正、削除又は利用停止に係る手数料については、無料とする。

2 略

3 略

（他の法令等との調整）

第29条 法令等に、個人情報（保有特定個人情報を除く。）の記録の閲覧、縦覧、視聴若しくは謄本、抄本その他の写しの交付又は訂正、削除若しくは利用停止に関する定めがあるときは、当該法令等の定めるところによ

2 略	る。 2 略
-----	-----------

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 関連でお聞きしたいと思います。この番号制で私は賛成していますので、十分にセキュリティーをしていただいて運用してほしいなと思って賛成しています。そういう立場でお聞きするんですけど、事例として私たちの年齢にもせまってくるんですけども、介護老人保健施設の関連で施設に入るときに預金が1,000万円、2,000万円あると制限を受けられるよと。ただそれは多分ケース・バイ・ケースで銀行から証明もらったりするのは、本人が添付してみるかどうかという部分であったんですけど、番号制になってそういうことになるよと町の職員なのか施設の職員なのかわかりませんが、法律よく理解してませんから聞くんですけど、その場合、この条例や法律で極端な言い方すると地元の信用金庫の1行から残高証明書もらって出して、今、これでやると全国の銀行全部トータルされますよね。そういう例あると思います大手銀行に預金や定期にしていると、そういうふうに一連見えてしまいます。そういうものはやっぱり強制的に本来やらなきゃいけないんですけども、前回の答弁のときに利用者を考えているような処置をするような答弁があったんですけど、これをされてしまうと一つの枠の中で調べたらこうだったよと、協議の方向、こういう部分が十分に出てくると思うんですけど。そういう部分があるのか。これは町の職員が調査するのか、あるいは申し込みする施設の職員が、ここでいったら社会保障など書いてますから、そういう職権の中で個人番号で調査してこれだけの預金ありますなどやられるのかどうか、具体的にどうなんですか。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 今、議員のほうでご質問あった件ですけれども、今年度の制度改正があった介護保険施設の負担限度額といいまして、ケア代と食事代の部分についての預貯金を勘案してというお話かと思えます。今このマイナンバー制度が国のほうで施行された場合についての部分ですけれども、まだ実際整備されていないのが現状です。今のところご本人の申請が原則になっておりまして、施設の職員だとか町の職員が銀行等で調査するということは現状でございませぬ。あくまでもご本人の申告制でございませぬ。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） わかりました。ただ国のほうもいろいろ報道を見ると、細かいことはまだこれからだと言っています。今、言った部分が将来的に何年か猶予があるかわかりませ

んけど、そういうことは懸念もされるということは担当課としてはどうですか。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 将来的に、今実際国から具体的なところは示されておられませんけれども、これが近い将来なのか遠い将来かわかりませんが、可能性としてはありえるかと思えます。

○議長（山本浩平君） ほか質疑ございます方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 白老町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 賛成11名、反対2名。反対、3番、斎藤征信議員、4番、大淵紀夫議員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

先ほどの質疑の中の答弁が保留になっている部分があるので説明したいということで、お願いいたします。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 先ほどの個人番号を紛失した場合の連絡先は、どのように周知されるのかということで確認しましたら10月に入ったら通知カードが各世帯に届きますけど、その封筒に電話番号が印刷されているというような形になってまして、このコールセンターは先ほども言いましたけど24時間365日動いているという形になってまして、実際個人番号カードですので平成28年の1月から受付開始というような状況になっています。以上でございます。